

42. 117. 02

**商標法第4条第1項第17号の規定による
産地の指定について**

商第4条第1項第17号の規定による産地の指定については、別紙のとおりである。

【令和3(2021). 8. 25発行の特許庁公報(公示号)】

商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく産地として指定する。

令和3年7月20日
特許庁長官 森 清

産地	酒類	※産地を表示する標章
山形県	ぶどう酒	山形
長野県	ぶどう酒	長野
大阪府	ぶどう酒	大阪

※産地を表示する標章の欄に掲げた「山形」「長野」「大阪」は当該標章の例示にすぎない。

【平成30(2018). 11. 22発行の特許庁公報（公示号）】商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく産地として指定する。

平成30年10月31日
特許庁長官 宗像 直子

産地	酒類	※産地を表示する標章
北海道	ぶどう酒	北海道

※産地を表示する標章の欄に掲げた「北海道」は当該標章の例示にすぎない。

別紙

【平成25(2013). 7. 26発行の特許庁公報（公示号）】

商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく産地として指定する。

平成25年7月26日
特許庁長官 羽藤 秀雄

産地	酒類	※産地を表示する標章
山梨県	ぶどう酒	山梨

※産地を表示する標章の欄に掲げた「山梨」は当該標章の例示にすぎない。

別 紙

【平成18(2006). 4. 25発行の特許庁公報(公示号)】

商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく商標法(昭和34年法律第127号)第4条第1項第17号の規定に基づき、平成17年12月28日に指定された、ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について、産地欄の「鹿児島県(名瀬市及び大島郡を除く)」を「鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く)」に改め、下記の表のように改正し、平成17年8月16日の総務省告示第921号の「市町村の廃置分合」により平成18年3月20日から適用する。

平成18年 3月20日
特許庁長官 中嶋 誠

産 地	酒 類	※産地を表示する標章
鹿児島県 (奄美市及び 大島郡を除く)	しょうちゅう	薩 摩

※産地を表示する標章の欄に掲げた「薩摩」は当該標章の例示にすぎない。

【平成18(2006). 1. 25発行の特許庁公報(公示号)】

商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく
産地として指定する。

平成17年12月28日
特許庁長官 中嶋 誠

産 地	酒 類	※産地を表示する標章
鹿児島県 (名瀬市及び 大島郡を除く)	しょうちゅう	薩 摩

※産地を表示する標章の欄に掲げた「薩摩」は当該標章の例示にすぎない。

別紙

【平成16(2004). 4. 23発行の特許庁公報(公示号)】

商標法第4条第1項第17号に規定する
ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について

商標法(昭和34年法律第127号)第4条第1項第17号の規定に基づき、平成7年10月3日に指定された、ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定について、産地欄の「長崎県壱岐郡」を「長崎県壱岐市」に改め、下記の表のように改正し、平成15年8月1日の総務省告示第488号の「市町の廃置分合」により平成16年3月1日から適用する。

平成16年3月18日
特許庁長官 今井 康夫

産地	酒類	※産地を表示する標章
長崎県壱岐市	しょうちゅう	壱岐
熊本県球磨郡 人吉市	しょうちゅう	球磨
沖縄県	しょうちゅう	琉球

※産地を表示する標章の欄に掲げた「壱岐」「球磨」「琉球」は当該標章の例示にすぎない。

(別紙 参考)

【平成7(1995). 11. 24発行の特許庁公報(公示号)】

商標法第4条第1項第17号の規定に基づく産地の指定について

上記の件について、次に掲げる産地を商標法第4条第1項第17号の規定に基づく産地として指定する。

平成 7年10月 3日指定

産 地	酒 類	※産地を表示する標章
長崎県壱岐郡	しょうちゅう	壱 岐
熊本県球磨郡 人吉市	しょうちゅう	球 磨
沖 縄 県	しょうちゅう	琉 球

※産地を表示する標章の欄に掲げた「壱岐」「球磨」「琉球」は当該標章の例示にすぎない。

特許庁長官 清川 佑二